西川町芸術文化協議会表彰規定

（趣旨）

第１条　本町に居住している者及び出身者で、芸術・文化の普及とその向上発展に功績のあった者及びコンクール等の成績が優秀である者を表彰する。

（表彰基準）

第２条　次に掲げる基準に該当し、他の模範になると認めた者を表彰する。

（１）全県民以上を対象にするコンクール等で最高賞を受けた個人及び団体

（２）芸術文化の普及振興に多大の業績をあげ、その功労の顕著な個人及び団体

（３）芸術、文化の普及振興に物心両面にわたり尽力され、感謝の意を表したい個人及び団体

（候補者の推薦）

第３条　各種団体の長及び学校長は所定の様式により推薦する。

２　西川町芸術文化協議会加盟団体以外で前条に該当すると認められる個人及び団体がある場合は事務局が推薦する。

（受賞者の決定）

第４条　推薦された候補者（団体）については、選考委員会で選考し決定する。

２　選考委員会に関する事項は別に定める。

（表彰）

第５条　表彰は、生涯学習総合表彰式で行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

附則　１、第２条第１項第２号及び第３号については１回のみの受賞とするが、第１号については、同一年度を除き、重ねて受賞することを妨げない。

２、この規定は平成１４年２月２７日から施行する。

３、この規定は令和８年１０月１日から改正施行する。